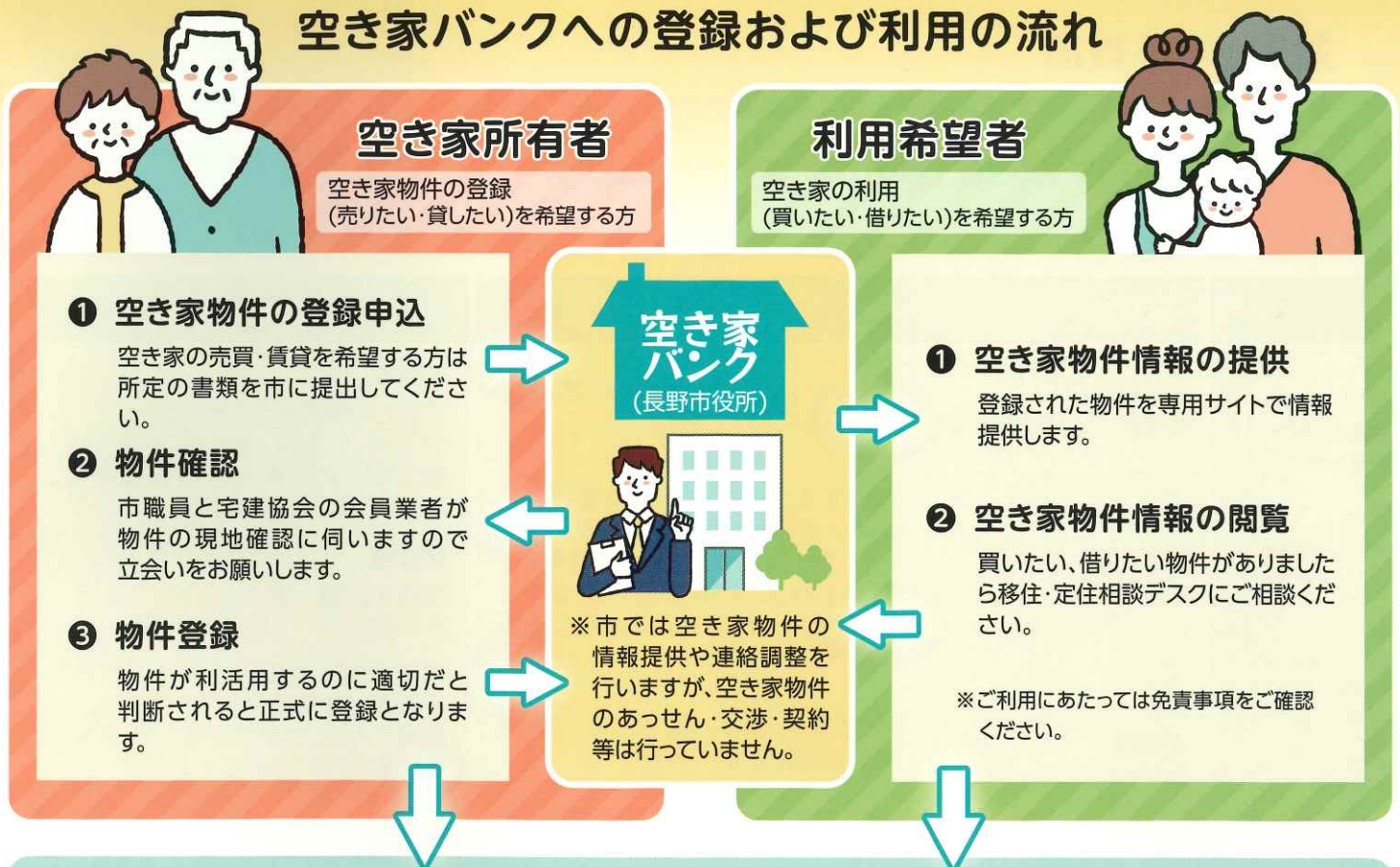


空き家バンク制度のご案内



空き家を売りたい方、貸したい方に空き家物件を登録していただき、その情報を市の専用サイト等で公開し、空き家の利用希望者へ情報提供する制度です。

空き家バンクへの登録および利用の流れ



交渉・契約

所有者と利用希望者の当事者間で交渉を行いますが、宅建業者に仲介を依頼する方法をお勧めします。



ご相談ください! 空き家を売却・賃貸したい方 空き家に住みたい方

長野市 企画政策部 移住推進課 移住・定住相談デスク

電話 026-224-7721 FAX 026-224-5103

メール iju@city.nagano.lg.jp

長野市空き家バンク

検索



移住者空き家改修等補助制度

市内の空き家を有効活用し、市内への移住・定住の促進と地域を活性化することを目的に、長野市や地域で運営する空き家バンクに登録された物件の改修費用、家財道具処分等費用の一部を補助します。

申請できる方

- ① 本市への移住者(18歳以上60歳未満)で、次のいずれかに該当する方
 - ア 現在長野県外に居住し、かつ、申請日以前3年間長野県内に居住したことがない方
 - イ 現在本市に居住している方で、下記の(ア)、(イ)を全て満たす方
 - (ア) 本市に転入した日以前3年間長野県内に居住したことがない
 - (イ) 転入日から申請日までが5年以内
- ② ①の方と賃貸借契約をした空き家所有者
- ③ 空き家バンク登録物件の所有者(家財道具処分等に限る)

対象となる費用

- 長野市内に事務所または事業所を有する事業者が行う下記の改修工事・処分等
- 移住者自ら行う下記の改修工事(DIY)に要する資材の購入費

事業の流れ

事業者の見積

申請書の提出

審査・交付決定

改修工事・処分等の実施

実績報告書の提出

審査

補助金の交付

※改修工事・処分等は必ず交付決定後に着手してください。
着手後の事後申請はできません。

	区分	対象となる費用	補助率・上限額
フラット35 地域連携型が 利用できます 改修工事	主要構造部又は構造耐力上主要な部分	外壁、柱、床、はり、屋根、基礎、土台等の改修に要する費用	補助率 対象となる費用の3分の2 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府からの移住者で、40歳未満の人は4分の3 限度額 市街化区域 500,000円 その他区域 1,000,000円 移住世帯に15歳以下の人または妊婦がいる場合、1人(妊婦の場合は胎児1人)につき200,000円を限度額に加算(最大600,000円)
	居住の用に供する主要な設備	居住するために必要な居間・浴室・トイレ・台所に付随する電気設備、インターネットの配線、空調設備、給排水設備、給湯設備の改修等に要する費用、附属する備品類の改修に要する費用	
	その他	畳、ふすま、障子、扉、窓、天井、内壁等の改修等に要する費用	
家財道具処分等		清掃、居住に当たって支障となる既存荷物(家具等)の整理、運搬及び処分	補助率 100,000円以下の部分:10分の10 100,000円を超える部分:4分の3 限度額 市街化区域:150,000円 その他区域:300,000円



お問い合わせ

長野市 企画政策部 移住推進課
移住・定住相談デスク



長野市 空き家 補助金 検索

電話 026-224-7721 FAX 026-224-5103 メール iju@city.nagano.lg.jp